去る3月5日、「検証!日本の刑事司法」と題してテレビ朝日の『 ザ・スクープスペシャル 』で放送された内容は、これまで闇に包まれていた警察・検察の < 犯人ねつ造 > の手口を白日の下にさらしたという意味では非常に画期的なものであり、またそのような陥穽(かんせい)が私たちの身の回りの至る処に実際に存在しているのだという現実を目(ま)の当たりにして、本当に身も凍る思いがしました。

この番組では、『布川事件』の前にまず『佐賀市農協不正融資事件』を取り上げていました。この番組構成も非常に巧みだったと思います。・・・検察が組織的に動いて、〈無実の人間〉を如何にして〈犯人〉に仕立て上げていったのかということを、最近の事件をもとに具体的な証拠や丹念に集めた関係者の証言により検証していくことによって、『布川事件』において「果たして39年前の取調べ中に何が起きたのか」ということの理解を容易ならしめたのではないかと思います。

この番組をご覧にならなかった方のために先の事件を簡単にご説明しますと、この『佐賀市農協不正融資事件』というのは、「過大な担保評価で組合員のスッポン養殖業者に不正に融資し、佐賀市農協に多大な損害を与えた」として、2001年2月から3月にかけて当時の組合長ら4人が背任罪の容疑で逮捕・起訴された事件で、この組合長に対しては、2004年1月29日に佐賀地裁で無罪が言い渡され、さらに2005年9月13日には控訴審の福岡高裁もこの一審判決を支持し、最終的には無罪が確定しています。

この日の放送を見て私が痛切に感じたことは、< えん罪事件>の構図は今も昔もまるっきり変わっていないのだということです。どちらの事件でも、「密室での取調べ」 「恫喝・脅迫による自白強要」 「供述調書のでっち上げ」 「無実の証拠の隠ぺい」という経過をたどっています。

特に驚かされたのは、『佐賀市農協不正融資事件』で副島組合長の取調べを担当した<市川検事>の「ふざけんなこの野郎、ぶち殺すぞ」という暴力団さながらの脅迫的暴言・・・! それも目の前の机を手刀で連打してのことだったそうで、これが実際に取調室の中で行われているのかと思うと本当にゾッとしました。

さらに、佐賀地検のいい加減な捜査と検察事務官が勝手に作成した呆(ぁき)れるほどデタラメな 供述調書。そのうえ「検察にとって不利な証拠」=「無実の証拠」の隠ぺいとそろっていては、 私たち一般市民が「身の潔白を証明する」ことなど到底不可能なのではないでしょうか・・・?

『布川事件』では、警察の<代用監獄>を悪用した長時間にわたる取調べ、さらに脅迫・誘導等による<自白強要>があり、また目撃証人の記憶が曖昧なのをいいことに検察側に有利な<供述調書>を作り上げています。

そして、『佐賀市農協不正融資事件』と同様に「検察にとって不利な証拠」=「無実の証拠」は、

全てダンボール箱に入れられて検察庁の倉庫の奥深くにしまい込み、裁判官や弁護人の目には触れないようにしていましたが、図らずも今回の第2次再審請求審で、担当検事がうっかりその隠していた証拠の一部を開示してしまったが為についに問題が露見することとなりました。

その隠匿されていた証拠のひとつである『毛髪鑑定書』は、真犯人の存在の可能性を濃厚に示唆するものであり、言い換えればふたりの<無実>を証明ならしめるものでした。そして、36年ぶりに開示された『死体検案書』には、桜井さんの自白内容(扼殺)とは全く異なる死因(絞殺)が書かれていました。

また、最近になって新たに開示された桜井さんの<供述録音テープ>には、8ヶ所もの編集痕があり、録音時間も17分30秒間短縮されていました。どのような意図でテープを編集したかは明らかではありませんが、検察側の作成したシナリオと矛盾する内容や検察側にとって不利な供述部分を削除したのではないかということは誰にでも容易に想像がつくのではないでしょうか・・・?

さらに、事件当夜に被害者宅前を自転車で通りかかった目撃証人がいて、その女性はハッキリと角口に立っていた人物を確認(勿論、桜井さん・杉山さんではありません)していて、何度も警察の事情聴取を受けていることからして、そのときの供述調書が明らかに存在するはずなのに、そのような調書は<不見当>だとしている検察の態度には不信感を抱かざるを得ません。

これが、本当に法治国家(?)日本の刑事司法の現実なのでしょうか・・・? われわれ善良な市民が、 < 専制君主 > さながらの < 検察の横暴 > から我が身を守る術(すべ)はないのでしょうか・・・?

因(5な)みに、『佐賀市農協不正融資事件』の<市川検事>は、昨年12月に横浜地検から<厳重注意処分>を受け、同日付で辞職、そのまま横浜弁護士会に弁護士登録を申請したそうですが、番組の中で見る限りではまるで反省している様子もなく、「蛙のツラに小便」程の効果もなかったように見受けられました。彼らが良心の呵責に苛(さいな)まれるということは、全くないのでしょうか・・・?

<国家機関>であるが故の<責任の所在>の曖昧さと陰湿なまでの<自己保身>、それらが渾然一体となってひとたび<悪の集団>と化した場合には、その暴走を止めることは出来なくなるのでしょうか・・・? <自浄作用>など期待する方がどだい無理なのでしょうか・・・?

それにしても、人知れず自分たちに都合の悪いく証拠書類>を回収し、関係者の目から一切隠してしまうようなく機動力>といい、相手側からの攻撃の的になっている担当者を極秘裏に遠隔地へとく人事異動>させてしまうような対応ぶりといい、く検察一体の原則>を体現するかのような身内の不始末を覆い隠すための組織的な連係プレー(?)には本当に驚かされます。

放送の中でも指摘されているように < 佐賀地検 > 内部の組織ぐるみの陰謀なのは明らかであり、その意味では今回の処分はトカゲの尻尾切りと云う外はありません。そして、さらに云うならば、この番組の中で鳥越俊太郎さんがいみじくも言われていたように、検察庁という国家機関による『(組織)犯罪』だったと云わざるを得ません・・・!

現在の日本において、裁判官に対しては不完全ながらも<弾劾裁判>という制度がありますが、 刑事訴追権を独占している検察官に対しては、残念ながらそのような法的手段が何もありません。・・・余談ながら、<検察審査会>という機関がありますが、これは検察官の不起訴処分が 正当かどうかを審査するための機関であり、検察官の<不法行為>そのものを弾劾するものでは ありません。

これまでにも度々云われてきたように、「えん罪事件は密室の中でつくられる」ものです。その < えん罪 > の脅威から国民を守るには、警察・検察の < 捜査 > 及び < 取調べ > に違法性がなかったかを < 第三者機関 > によって厳しくチェックする必要があるのではないでしょうか・・・?

番組の中では、日本でこうした < えん罪事件 > が後を絶たない状況の背景には、欧米では当然の権利として認められている次の 2 つの権利が認められていないからだと指摘しています。

すなわち、 取り調べの可視化 (取り調べの録画、録音、弁護士の立ち会い) と 公正な証拠開示

の2つで、「これらの権利が認められていないのは、日本がいかに<人権>という点で遅れているかということを示しているのだ」とキャスターの長野智子さんは述べておられます。

誠にもってそのとおりですが、仮にこれら2つの権利が認められていたとしても、それらを実効なさしむる為には、やはり何らかの<物理的強制力>を伴う<法的な根拠>が必要であり、その意味では、警察官・検察官による『違法捜査』や『悪質な取調べ・証拠隠し』が明らかになった場合には、それらが完全な<犯罪行為>として法廷で裁かれるような<法整備>が必要なのではないでしょうか・・・?

番組の中で、鳥越俊太郎さんがいみじくも『裁かるべきは農協ではなくて佐賀地検そのものである』と少し声を荒げて述べておられたのがとても印象的でした。

2006. 3. 30 Takuo. M